

○京都橘大学学位規程

1994年4月1日

制定第2064号

最近改正 2021年3月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法第104条第1項および同第2項ならびに学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところにより、京都橘大学（以下「本学」という。）が授与する学位についての必要事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学学位は、本規程に基づき授与する。

2 学位は、博士、修士および学士とし、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士後期課程 博士（文学）

文学研究科 博士前期課程 修士（文学）

現代ビジネス研究科 博士後期課程 博士（マネジメント）

現代ビジネス研究科 博士前期課程 修士（マネジメント）

看護学研究科 博士後期課程 博士（看護学）

看護学研究科 博士前期課程 修士（看護学）

健康科学研究科 博士後期課程 博士（健康科学）

健康科学研究科 博士前期課程 修士（健康科学）

文学部 日本語日本文学科 学士（文学）

文学部 歴史学科 学士（文学）

文学部 歴史遺産学科 学士（文学）

国際英語学部 国際英語学科 学士（国際英語）

発達教育学部 児童教育学科 学士（児童教育学）

経済学部 経済学科 学士（経済学）

経営学部 経営学科 学士（経営学）

工学部 情報工学科 学士（工学）

工学部 建築デザイン学科 学士（工学）

看護学部 看護学科 学士（看護学）

健康科学部 心理学科 学士（心理学）

健康科学部 理学療法学科 学士（理学療法学）

健康科学部 作業療法学科 学士（作業療法学）

健康科学部 救急救命学科 学士（救急救命学）

健康科学部 臨床検査学科 学士（臨床検査学）

(学位の名称)

第3条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を付記する。

(学位授与の要件)

第4条 本学学則の定めるところにより、本学学部の卒業要件を満たした者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院修士課程および博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

3 本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

4 前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出し、博士の学位請求論文の審査および最終試験に合格し、かつ本学大学院博士課程を修了したと同等以上の学力を有すると認められた者には、博士の学位を授与する。

(修士の学位授与の申請および提出)

第5条 修士の学位の授与を申請する者は、学位授与申請書に学位請求論文4部を添えて学長に申請しなければならない。

2 学位授与を申請することができる者は、修士課程の在学者で、すでに所定の単位を修得した者、または学位請求論文審査終了までに所定の単位を修得することができると認められた者に限る。

(博士の学位授与の申請および提出)

第6条 博士の学位の授与を申請する者は、次の各号のいずれかによる。

(1) 第4条第3項に該当する者は、学位授与申請書に学位請求論文、論文目録各4部を添えて学長に申請しなければならない。

(2) 第4条第4項に該当する者は、学位授与申請書に学位請求論文、論文目録各4部、住民票記載事項証明書、履歴書、研究業績一覧各2部、写真1葉および別表1による予備審査手数料を添えて学長に申請しなければならない。

2 いったん受理した文書、学位請求論文および予備審査手数料は、返還しない。

(研究課題および提出条件)

第7条 修士課程および博士課程において学位請求論文を提出しようとする者は、研究課題についてあらかじめ指導教授の承認を受けなければならない。

2 第4条第3項の要件に該当する者が博士の学位請求論文を提出しようとする場合は、提出予定年度の学年暦に示された期日までに予備論文を提出し、研究科会議の定める予備審査委員会による審査に合格しなければならない。ただし、在学中に予備論文を提出し審査に合格している場合は、再度の提出は必要としない。

3 所定の学費が未納の場合には、学位請求論文は提出できない。

(博士の学位請求論文の受理)

第7条の2 第4条第4項の要件に該当する者から博士の学位請求論文が提出された場合は、学長は当該研究科会議に送付する。

2 研究科会議は、送付を受けた博士の学位請求論文の受理についての審査および議決を行う。なお、この審査は研究科会議の中から2名以上の委員を選定して行う。

3 前項の規程により博士の学位請求論文を受理したときは、学位の申請者にその旨を通知し、別に定める審査手数料を納入させる。いったん納められた審査手数料は返還しない。

(学位請求論文の提出方法)

第8条 博士および修士の学位請求論文は、学年暦に示された期日までに提出しなければならない。

2 提出する博士の学位請求論文には、要旨を添付しなければならない。

3 修士の学位請求論文は、大学院委員会が認めた研究成果をもってこれに代えることができる。

(学位論文審査委員会)

第9条 博士または修士の学位請求論文の審査は、研究科会議の定める審査委員会がこれを行う。

2 審査委員会は、当該研究科会議構成員から3名以上の審査委員を選出し、当該学位論文の審査を委嘱する。ただし、研究科会議が必要と認めたときは、本学大学院の他の研究科の教員または他大学の大学院もしくは研究所等の教員(所員)を審査委員とすることができる。

(学位請求論文の審査および最終試験)

第10条 審査委員会は、博士および修士の学位請求論文審査および最終試験を行う。最終試験は、学位請求論文を中心とし、これに関連する科目について、口頭試問の方法によって行う。ただし、必要に応じて筆記試験を行うことができる。

2 審査委員会は、学位請求論文の審査および最終試験の結果を研究科会議に報告する。

(論文審査および最終試験の期間)

第11条 修士の学位請求論文の審査および最終試験は、当該学生の在学期間中に終了しなければならない。

2 博士の学位請求論文の審査および最終試験は、申請を受理してから1年以内に終了することを原則とする。

(研究科会議の審議)

第12条 研究科会議は、審査委員会の報告に基づき、学位請求論文および最終試験の可否について議決する。

2 前項の議決は、研究科会議構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の過半数の賛成がなければならない。

3 研究科会議が前項の議決をしたときは、研究科長は、学位請求論文の内容、最終試験の結果および学位授与の可否についての意見を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、前条の報告に基づいて大学院委員会を召集し、その審議を経て、博士および修士の学位の授与の可否を決定する。

(記録の保存)

第14条 本学は、博士および修士の学位を授与した時は、論文の審査および試験または学力確認の結果の要旨その他の必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、これを保存する。

(学位論文の保存)

第15条 博士および修士の論文審査に合格した学位論文は、本学図書館において製本保管する。

(博士論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3か月以内に当該論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、本学の協力を得て、当該博士論文の全文をインターネットの利用により公表する。

2 前項の規定により博士論文を公表する時は、本学審査博士論文である旨を明記しなければならない。

3 やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士論文の内容を要約したものをインターネットの利用により公表する。ただし、やむを得ない事由が解消した場合には、速やかに全文を公表しなければならない。

(報告)

第18条 本学は、博士の学位を授与した時は、授与した時から3か月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位の取消)

第19条 学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、または、その名誉を汚辱する行為があったときは、次に規定する各機関の議を経て、学長は学位を取消することができる。

(1) 学士の学位にあつては、大学評議会

(2) 修士および博士の学位にあつては、大学院委員会

2 前項の議決をする場合は、当該各機関構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の過半数の賛成がなければならない。

(学位記の再交付)

第19条の2 学位記の再交付を受けようとする者は、その事由とともに学長に願い出なければならない。

2 再交付料は、10,000円とする。

(その他)

第20条 この規程に定めていない事項については、大学評議会または大学院委員会の定めるところによる。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。ただし、学士の学位に関する条項については大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 第2条の改正は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。文化政策学部文化政策学科ならびに文化政策学部現代マネジメント学科について、改正後の学則に関わらず、両学科に在籍する学生が在籍しなくなる日までの間、存続する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 第2条の改正は、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。文学部英語コミュニケーション学科および文学部児童教育学科に

ついて、改正後の学則に関わらず、両学科に在籍する学生が在籍しなくなる日までの間、存続する。

附 則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第2条の改正は、2012年度入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、なお従前の例による。文学部文化財学科について、改正後の学則に関わらず、当該学科に在籍する学生が在籍しなくなる日までの間、存続する。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 別表第1の改正は、2013年度入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 第2条の改正は、2014年度入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、なお従前の例による。看護学研究科修士課程について、改正後の規程に関わらず、当該研究科修士課程に在籍する学生が在籍しなくなる日までの間、存続する。

附 則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 第2条の改正は、2015年度入学生から適用し、2014年度以前の入学生については、なお従前の例による。現代ビジネス学部現代マネジメント学科について、改正後の規定にかかわらず、当該の学科に在籍する学生が在籍しなくなる日までの間存続する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 第2条2項の改正は、2017年度入学生から適用し、2016年度以前の入学生については、なお従前の例による。文学研究科修士課程、文化政策学研究科博士前期課程、人間発達学部児童教育学科および人間発達学部英語コミュニケーション学科について、改正後の規程にかかわらず、当該の学科に在籍する学生が在籍しなくなる日までの間、存続する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表第1 学位審査手数料および予備審査手数料

学位授与申請者の内訳		手数料
第4条第3項による者	博士後期課程在学者	無料
上記以外の者および第4条第4項による者	予備審査手数料	20,000円
	審査手数料	100,000円